慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	書評リプライ
Sub Title	
Author	今枝, 法之(Imaeda, Noriyuki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2001
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.6 (2001.) ,p.99- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評/リプライ
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20010000-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評リプライ

今枝　法之

はじめに拙著への書評をご執筆いただいた友枝さん、ならびに拙著を書評の対象として取り上げていただいた『三田社会学』編集委員会の皆様に心より感謝申し上げます。友枝さんには、決して読みやすいとはいえない拙著を丹念にお読みいただいたばかりか、丁寧な書評をいただき、本当に恐縮しております。

友枝さんも書評の冒頭で書いておられますように、私が友枝さんに最初にお目にかかったのは、確かに 1990 年秋の社会学史学会でした。同じ例会の報告者ということと、共通の知人がいたことで、帰り道をご一緒したことを覚えています。二人とも飛行機が嫌いで、東京にくるときはいつも新幹線を利用するのでとても疲れますね、といったお話などをした記憶があります。また、1999 年夏には集中講義で松山に来ていただいた折にも歓迎会でいろいろと興味深いお話を伺うことができ、楽しいひと時を過ごしたことを思い出します。

そうしたご交誼を賜っている友枝さんに編集委員会のご高配で奇しくも拙著の書評をお願いすることになったことは一つの僥倖であることに間違いありませんが、拙著の出来栄えを考えると多少の気恥ずかしさを感じざるをえないことも確かです。けれども、そうした個人的な羞恥心に拘泥することなく、友枝さんからいただいた貴重なコメントに廉直にお答えすることがここでの私に課せられた任務だと考えております。

友枝さんからのコメントは、ご自身が謙遜されて述べられておられるような「ないものねだり的」で「やぶにらみ的」なものではなく、きわめて的を射たまっとうなご指摘であると存じます。まず、第一点として、私の議論が規範的判断なのか、あるいは事実的判断なのか、ということが明確ではない、ということについて回答いたします。はじめに申し上げたいことは、友枝さんもすでにご了解されているように規範的判断／事実的判断という絶対的切断は存在しないということです。つまり、主観／客観、当為／存在といった二元論と同様、それらは本質主義的に区分できないのであり、左の項と右の項の境界は曖昧化しているのです。いかなる事実的判断にも主観性や規範性が宿るのであり、逆にいかなる規範的判断にも客観性や事実性が内包されていると考えられます。つまり、硬直した二項対立図式からすれば、現実の事例にはつねに不純性がつきまとうのです。あるいはこの二項は連続線上にあり、すべての言明は決定不可能だともいえます。（もっとも、こうした二項対立図式自体が規範的メタ判断だとも考えられます。しかしながら、だからといって、すべての二元論がメタ・レベルで規範的判断だというわけでなく、やはりそこにも不純性や決定不可能性が存在するのです。）

このように、規範的／事実的という二元論は脱構築的反省によって溶解するのですが、それ

にもかかわらず、こうした区分がまったく無意味になるというわけでもありません。つまり、より規範的な性質を有する言明と、より事実的な性質を有する言明を相対的に区分けすることは可能だからです。慧眼にも友枝さんは拙著を現実感覚・時代感覚に由来する著作であり、つまりは実感的・主観的・規範的な作品であり、実証データに基づく命題定立的な研究あるいは客観的・事実的な著作の対極にあると述べておられます。この「対極」という言葉が暗示しているとおり、両者の間には連続性があり、決定的な切断が存在せず、相対的な差異のみがあるということになります。さらに友枝さんはこの言明によって、ご自身の疑問の解答を私にあらかじめ示唆されています。もちろん、私の回答は友枝さんの解答とおおすじで一致します。すなわち、私の議論はどちらかといえば規範的・主観的な傾向があるといえるでしょう。ただし、「極」点であるかどうかは定かではありません。（それほど寒い内容ではなかったと思うのですが。）

このことを確認した上でポストモダニズムのコンセプションについて考えてみたいと思います。ポストモダニズムの脱根拠化戦略の両義性は確かに存在するといえます。ポストモダニズムを無節操な相対主義という一義性だけで捉えてきた従来の定説に対して私は抗争したかったのです。確かにポストモダニズムの一元的理性の専制に対する脱根拠化・相対化戦略は、確かにそれ自身の立場をも相対化してしまうというアポリアに捉えられる可能性があり、カオティックな状況を導くことは否定できません。しかしながら、デリダが述べているように、カオスはリスクであると同時にチャンスでもあるのです。ポストモダニズム、というよりもより限定的に脱構築においては、決定不可能性や不確実性こそが決定の条件である、あるいは決定のうちに決定不可能性がつねに内在している、ということになります。すなわち脱根拠化による相対主義やカオスが大きな危険をはらんでいることは確かですが、そこにはこれまで達成されたことのない決定や取り決めや構造の可能性が、さらにいえば真理や正義の可能性が、潜んでいるということです。（もちろん、こうした決定や構造や真理や正義はつねに最終的なものではありえません。）

ラクラウとムフの言説分析もおおよそデリダの脱構築の線に沿って構想されており、社会は無根拠な言説的構築物であるがゆえに、言説やヘゲモニーの刷新や再編によって新たな社会が創出されうるというのがその趣旨です。その意味では、ラクラウとムフの言説分析は社会学的分析として有効であるというよりも、むしろ絶えざる社会の構造的変革または創発的進化のために有効であるといえるでしょう。さらに私のポストモダニズムに関する理解（言説操作）自体も、オーソドックスな解釈でもなく、異端の解釈でもなく、オーソドックスにも異端にもなりうる解釈、つまり保証なき社会変革や真理や正義の可能性に賭けたリコンセプションないし言説の再編成（ヘゲモニー闘争）を試みたものだとご理解いただければ幸いです。

次に、友枝さんの挙げられている第二点は、ＮＰＯと協働組合（association）との関係について、および、協働組合的社会主義についての論及が不十分であるというものです。これも当を得たご指摘であり、拙著は、リベラル左派の批判理論（ポストマルクス主義的あるいはポ

ストモダン化しつつある批判理論）の社会構想として、ハーバーマスやアレイトとコーエンらのいう「福祉国家の反省的継続」そしてギデンズの「第三の道」などを指し示すにとどまっているといえます。とはいえ、ＮＰＯや協働組合に関していいますと、第七章で経済と政治の社会への再着床というプロセスを描いたときに、ＮＰＯや協働組合の持つ革命的ともいえるポテンシャルを示唆したつもりではいるのです。もちろん、その将来的な具体性において言及しているわけではありませんが。だだし、生産者としてだけでなく消費者としても資本と国家に対抗し、それらを打倒するためにグローバルなアソシエーションを組織していくという、柄谷行人らが現在提起している変革プログラム（new associationist movement : NAM ）などに私は満足できません。それが基本的に間違っているというのではなく、それだけでは不十分だと考えるからです。つまり、まさしく『原理』的にそれが正しいとしても、現在かろうじて機能している近代国民国家の制度的枠組み内部から変革していく針路をも並行して探らなければならないし（たとえば社会民主主義を刷新するという内側からの方策を柄谷は無視しています）、それが未来の社会の統治（governance）の問題を十分に考察していると思えないからです。さらにＮＡＭ自体がアソシエーショナルな運動でなく、協働組合を資本と国家に対する戦闘的な隊列として〈運動『原理』的に上から〉組織化しようとしている傾向が微かに窺えるのです。

グローバリゼーションとポストモダニゼーションが進行している現代社会において、将来のトータルな社会構想とそのための手段を具体的に示すことは困難であり、たとえそれを示せたとしてもギデンズがいうような社会的再帰性によってその都度の修正を迫られ、当初のプランとはかけ離れたものになってしまう可能性が高いと思います。複雑系として人間社会を考えた時、それは創発的進化を遂げるのであり、いかなる目的論や決定論にも支配されてはいません。わずかなゆらぎが意図せざる、そして予期せざる大きな変化を引き起こしうるのです（ポジティヴ・フィードバック）。国家と資本の消滅は必然的なものでもなければ約束されたものでもありません。ポストモダン化しつつある批判理論、あるいはポストマルクス主義的な批判理論はまさに歴史的保証なき批判理論だということになります。以上のようなことが、協働組合的社会主義の具体的な青写真やプログラムに私が立ち入れなかった主な理由なのです。

次にＮＰＯと協働組合との関係について述べますと、協働組合はＮＰＯの一種だといえます。現在の日本の法律では協働組合は中間法人（営利法人と公益法人の中間）として位置づけられていますが、共益型非営利組織としてＮＰＯに含まれると考えるべきでしょう。ただ、今後、社会的企業家や協働組合のような営利を目的にしないものの、利益をあげつつ活動する，いわば自立型ＮＰＯの形態が増えていくのではないかと予想しております。ＮＰＯフォーラムなどに出席すると、現場のＮＰＯ活動家の方々からは資金難に苦しむ声ばかりが聞こえてくるからです。「自己資金比率」（この場合決して「資本」であってはならないと思いますが）などという考え方が、NPO に適用されるような状況すら予見されるのです。

紙幅も尽きてまいりましたが、蛇足として、近代社会学の溶解について言及したいと思います。確かに、友枝さんが記されているように、社会学は実証的に現状分析を行い、将来の社

会を構想する学であるといえます。ポストモダニゼーションのもとで近代的諸制度が溶解しつつある現在だからこそ、そうした実証分析に基づいた社会の新たな再組織化がよりいっそう希求されており、その意味でA・コントが拓いた社会学の問題設定は未だ健在であると考えます。ただ、19 世紀や 20 世紀とは異なり、国民国家の枠内での再組織化だけではなく、21 世紀初めの今日ではグローカルで多次元的な社会の再組織化が問題になっています。また、そうした問題への取り組みとして政治学や経済学など他の学問領域との連携・融合が不可欠になっています（その理由の一つは、先に触れた「経済と政治の社会への再着床」という現象であるといえます）。さらに、理論／実証、規範的判断／事実的判断といった実証主義的二元論も、ポスト構造主義や「事実の理論負荷性」を指摘した新科学哲学などによって、もはやディコンストラクトされています。

「溶解」という言葉はややもすると否定的なイメージを喚起するかもしれませんが、私は近代とともに近代社会学もポストモダニゼーションのプロセスに巻き込まれており、創発的共進化を遂げていかなければならないと思っております。それは社会学の脱伝統化と言い換えてもいいかもしれません。伝統がなくなったというのではなく、伝統に準拠しているだけでは立ち行かなくなっているのです。おそらく多くの方がすでに気づいておられるように、現在の社会と社会学のあまりにもカオティックな状況こそが、痛みを伴いつつも新たなステージへと進展する両者の可能性を啓示しているように思えてならないのです。

最後になりましたが、友枝さんからいただいたコメントから私自身、触発されるところが少なくありませんでした。学問的対話の重要性を今回ほど痛感したことはありません。私の不出来な出版物をお読みいただいたばかりか、きわめて適切で刺激的なご助言を提示いただいた友枝さん、ならびに、こうした貴重な機会を与えてくださった『三田社会学』編集委員会の皆様に重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

（いまえだ　のりゆき　松山大学人文学部）